

情報公開・個人情報保護制度の 手引き（第3改訂版）

追 録 版

平成28年4月
板橋区

目 次

はじめに	P 5
------	-----

I 公開条例の改正について

1 番号条例の制定に伴う改正	P 8
第6条第1項 公開義務	P 8
第6条第1項の改正部分の説明	P 9
第6条第1項の変更点	P 10
2 旧審査法の全部改正に伴う改正	P 11
第14条 審査請求	P 12
第14条の改正部分の説明	P 12
第14条の変更点	P 13
第15条 諮問した旨の通知	P 15
第15条の変更点	P 15
第16条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	P 16
第16条の変更点	P 16

II 保護条例の改正について

1 保護条例の改正理由	P 17
(1) マイナンバー法施行に伴う改正	P 17
(2) 旧審査法の全部改正に伴う改正	P 17
2 保護条例の変更点	P 18
第2条 定義	P 18

第2条の改正部分の説明	P 19
第2条第7号・第8号・第9号の変更点	P 20
第16条 目的外利用	P 21
第16条の2 外部提供	P 22
第16条及び第16条の2の改正部分の説明	P 23
第19条 開示の請求	P 25
第19条の改正部分の説明	P 26
第19条の変更点	P 27
第20条 訂正の請求	P 28
第21条 削除の請求	P 28
第22条 利用中止の請求	P 28
第20条・第21条・第22条の改正部分の説明	P 29
第23条 請求の方法	P 30
第23条の改正部分の説明	P 30
第23条の変更点	P 31
第28条 審査請求	P 32
第28条の改正部分の説明	P 32
第28条の変更点	P 33
第31条 他の法令等との調整等	P 35
第31条の改正部分の説明	P 35

Ⅲ 審議会条例の改正について

第1条 設置	P 36
第1条の改正部分の説明	P 36
第1条の変更点	P 36
第2条 所掌事項	P 37
第2条の改正部分の説明	P 37

第2条第1項の変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 38

IV 審査会条例の改正について

1 番号条例の制定に伴う改正・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39

第1条 設置・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39

第1条の改正部分の説明・・・・・・・・ P 39

第1条の変更点・・・・・・・・ P 39

2 旧審査法の全部改正に伴う改正・・・・・・・・ P 40

第7条 意見聴取等・・・・・・・・ P 40

第7条の改正部分の説明・・・・・・・・ P 40

第7条の変更点・・・・・・・・ P 40

はじめに

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」）に基づき、平成28年1月から個人番号の利用が開始されました。

マイナンバー法の施行により、区では次の2種類の個人情報を保有することになり、今まで以上に適正な個人情報の取扱いが求められることになるとともに、個人情報の取扱い等について一部変更されました。

- 東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年条例第25号。以下「保護条例」）に基づき取り扱う「**個人情報**」

個人情報（保護条例第2条第1号参照）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、ファイル、磁気ディスク、磁気テープその他これらに類する媒体に記録されるものをいいます。

- 東京都板橋区個人番号及び特定個人番号等の取扱いに関する条例（平成27年条例第56号。以下「番号条例」）に基づき取り扱う「**特定個人情報等**」

特定個人情報等（番号条例第2条第10号参照）

個人番号（以下「マイナンバー」）を含む個人情報を「特定個人情報」といいます。（マイナンバー法第2条第8項参照）マイナンバー法では生存する個人に関する情報のみを対象として「特定個人情報」と規定していますが、板橋区（以下「区」）では、生者・死者を問わずマイナンバーを含む個人情報を適正に保護するため、「特定個人情報等」として番号条例に規定しています。

この2種類の個人情報の取扱い等については、「**マイナンバー制度における特定個人情報等保護制度の概要**」により説明しておりますので、こちらを参照してください。

※「マイナンバー制度における特定個人情報等保護制度の概要」は、ポータルトップ・ドキュメントセンターの「06 特定個人情報保護評価」⇒「02 マイナンバー関係マニュアル」にアップしてあります。

なお、番号条例の制定に伴い、次の条例についても関連する部分を改正しました。

- 東京都板橋区情報公開条例（平成12年条例第1号。以下「公開条例」）
- 保護条例
- 東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成8年条例第26号。以下「審議会条例」）
- 東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年条例第27号。以下「審査会条例」）

また、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧審査法」）が全部改正され、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新審査法」）では、不服申立ての手續が「審査請求」に一元化される等の変更があり、次の条例に基づき行う事務手續が一部変更され、平成28年4月1日から変更後の事務手續が行われることになりました。

- 公開条例
- 保護条例
- 番号条例
- 審査会条例

この追録版は、「情報公開・個人情報保護制度の手引き（第3改訂版）」（以下「手引き」）において、前述の改正点にかかる部分を説明するものです。

職員のみなさまには、手引きと併せてご利用いただき、個人情報の取扱い及び事務手続を適正に行っていただきますよう、また、個人情報事故防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

手引きは、ポータルトップ・ドキュメントセンターの「01 お役立ち（マニュアル、Q&A等）」にアップしてあります。

I 公開条例の改正について

1 番号条例の制定に伴う改正

第6条第1項 公開義務（手引き：16～27ページ参照）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第2条第10号に規定する特定個人情報等（次号において「特定個人情報等」という。）に該当しないものを除く。）で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務執行の内容に係る部分

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（特定個人情報等に該当するものを除く。）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる障害から消費生活その他区民の生活を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

(4) 行政上の義務に違反する行為の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する情報であって、公にすることにより、支障が生ずるおそれのあるもの

- (5) 実施機関並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な執行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

＜第6条第1項の改正部分の説明＞

第6条は、請求者からの公文書の公開請求に対して、実施機関は、公開請求に係る公文書に記載されている情報が、本条第1号から第6号の適用除外事項のいずれかに明らかに該当する場合を除いて、当該公文書を公開しなければならないという「原則公開」の基本的な考え方を規定しています。

公開条例では、個人に関する情報であっても「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、「事業活動情報」として取り扱い、個人情報には含まれないこととしています（改正前の公開条例第6条第1項第2号・第3号）。

一方、マイナンバー法では、「事業を営む個人の当該事業に関するマイナンバーを含んだ情報」も特定個人情報であり、個人情報に含まれるとしています。

マイナンバー法との整合を図るため、番号条例では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」にマイナンバーが含まれている場合（「特定個人情報等」に該当する場合：番号条例第2条第10号参照）は、個人情報に含まれるとしました。

公開条例で定める個人に関する情報は、保護条例による個人情報及び番号条例による特定個人情報等と同じ取扱いとしているため、公開条例の関連する部分を、次のとおり改正しました。

<第6条第1項の変更点>

○ 第2号関係

改正後

(2) 個人に関する情報（**事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第2条第10号に規定する特定個人情報等（次号において「特定個人情報等」という。）に該当しないものを除く。**）で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下（略）

改正前

(2) 個人に関する情報（**事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。**）

_____で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下（略）

第2号の改正により、個人に関する情報のうち公開できる範囲は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、**特定個人情報等に該当しない（マイナンバーを含まない）情報**としました。

○ 第3号関係

改正後

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（**特定個人情報等に該当するものを除く。**）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下（略）

改正前

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報
_____であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

以下（略）

第3号の改正により、公開の対象を「事業を営む個人の当該事業に関する情報」から**特定個人情報等に該当するものを除いた情報**としました。

マイナンバー利用事務の主管課において情報公開請求があった場合には、十分に注意してください。

2 旧審査法の全部改正に伴う改正

行政不服審査法の主な改正点は、次のとおりです。

- 不服申立て（異議申立て、審査請求）を審査請求に一元化
- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- 第三者の立場から審査結果の妥当性をチェックする行政不服審査会への諮問の義務化
- 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

これらの改正内容に合わせて、公開条例の該当部分を改正しました。

なお、保護条例、番号条例及び審査会条例についても、これらの改正内容に合わせて改正しています。

第14条 審査請求（手引き：43・44ページ参照）

第14条 請求者又は第12条の第三者は、実施機関の行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

2 区長は、前項の規定による審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下する場合

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する場合
（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

3 第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

<第14条の改正部分の説明>

第14条は、公開条例において公文書の公開の決定等を行政処分として構成しているため、公文書の公開請求に対する結果等に不満があり、行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合の救済手続を定めています。

行政不服審査法の全部改正に伴い、第14条において規定している救済手続の変更及び文言整理等を行いました。

<第14条の変更点>

○ 第1項関係

改正後

請求者又は第12条の第三者は、_____実施機関の行った公開決定等**又は公開請求に係る不作為**について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

改正前

請求者又は第12条の第三者は、**区長以外**の実施機関の行った公開決定等_____について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化されたことから**、区長部局及びそれ以外の実施機関の行政処分に対する不服の申立ては、すべて**区長に対して審査請求を行うこと**と規定しました。

また、公開請求に対し実施機関が不作為（公開請求に応じないこと）である場合も、審査請求できることを明記しました。

○ 第2項関係

改正後

区長は、_____前項の規定による審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該**審査請求**についての_____裁決をしなければならない。

- (1) **審査請求**が明らかに不合法であることを理由として却下する場合
- (2) **審査請求**に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該**審査請求**に係る公文書の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

改正前

区長は、**異議申立て又は**前項の規定による審査請求があったときは、次の各号に掲げる場合を除き速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その意見を尊重して当該**不服申立て**についての**決定又は裁決**をしなければならない。

- (1) **不服申立て**が明らかに不合法であることを理由として却下する場合
- (2) **不服申立て**に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第16条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該**不服申立て**に係る公文書の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化されたことから**、文言整理をしました。

○ 第3項関係

改正後

第1項の規定による審査請求については、
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9
条第1項本文の規定は、適用しない。

改正前

本項追加

旧審査法では、審査請求の審理を行う者について規定がなく、処分関係者が自ら審理を行うことがあり得ましたが、新審査法では、原則として、原処分に関与していない審査庁の職員のうちから指名された審理員が審理手続を行い、行政不服審査会に諮問することとし、審理の公正性を確保しました。

ただし、有識者を構成員とする第三者機関において実質的審理が行われる等により審理の公正性が担保されている場合は、審理員制度の適用を除外できるとしています（新審査法第9条第1項ただし書参照）。

区では、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」）において、既に実質的審理が行われていることから、審理員による審理手続の適用を除外することを定めました。

第15条 諮問した旨の通知（手引き：45ページ参照）

第15条 区長は、前条の規定により諮問した場合は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

<第15条の変更点>

改正後

区長は、前条の規定により諮問した場合は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) **審査請求人**及び参加人（**行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。**）
- (2) 公開請求者（公開請求者が**審査請求人**又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該**審査請求**に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が**審査請求人**又は参加人である場合を除く。）

改正前

区長は、前条の規定により諮問した場合は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) **不服申立人**及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が**不服申立人**又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該**不服申立て**に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が**不服申立人**又は参加人である場合を除く。）

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化されたことから**、文言整理をしました。

また、参加人の定義を、新審査法に規定する「参加人」として明記しました。

第16条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(手引き：46・47ページ参照)

第16条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

<第16条の変更点>

改正後

第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する_____裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの**審査請求**を却下し、又は棄却する_____裁決
- (2) **審査請求**に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の_____裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

改正前

第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する**決定又は**裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの**不服申立て**を却下し、又は棄却する**決定又は**裁決
- (2) **不服申立て**に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の**決定又は**裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」**に一元化されたことから、文言整理をしました。

Ⅱ 保護条例の改正について

1 保護条例の改正理由

(1) マイナンバー法施行に伴う改正

保護条例に基づく個人情報と、マイナンバー法及び番号条例に基づく特定個人情報等は、その取扱いに様々な相違点があることから、区では条例を2種類に分け、それぞれ適正に取り扱うことができるよう整備しました。

これに伴い、保護条例、マイナンバー法、番号条例の間で整合性を図る必要がある部分について、保護条例を改正しました。

(2) 旧審査法の全部改正に伴う改正

旧審査法の全部改正に伴い、自己情報等の開示等の請求に係る決定に対する不服の申立てに関し、整合性を図る必要がある部分について、保護条例を改正しました。

2 保護条例の変更点

第2条 定義（手引き：58～60ページ参照）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、磁気テープその他これらに類する媒体に記録されたものをいう。
- (2) 区民等 実施機関により個人情報が保有されている区民及び区民以外の者をいう。
- (3) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。
- (4) 事業者 区内に事業所若しくは事務所を有する法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この号において同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）を除く。）その他の団体又は個人及び区内において事業を営む法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体又は個人をいう。
- (5) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体をいう。
- (6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。
- (7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限る。）をいう。
- (8) 個人情報電子ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。
- (9) 特定個人情報等 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第2条第10号に規定する特定個人情報等をいう。

<第2条の改正部分の説明>

1 第7号「保有個人情報」及び第8号「個人情報電子ファイル」

改正前の保護条例第2条では、保有個人情報と個人情報電子ファイルの定義を同じ号（第7号）で定義しており、わかりにくかったことから第7号と第8号に分けて規定をしました。

また、自己情報等開示等請求者として、改正前の保護条例では制限行為能力者（未成年者、成年被後見人等）の法定代理人による自己情報等開示等請求のみを規定していましたが、マイナンバー法では、本人の委任による代理人（任意代理人）の請求も認めたこととの整合を図るため、改正後の保護条例では任意代理人による自己情報等開示等についても明記しました。（26ページ参照）

これにより、改正前の保護条例第2条第8号に規定されていた「制限行為能力者」という定義は不要となったため、定義から削りました。

2 第9号「特定個人情報等」

個人情報とは別に、番号条例で定める特定個人情報等という概念があることを明確にするため、新たに定義しました。

＜第2条 第7号・第8号・第9号の変更点＞

改正後

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限る。）をいう。

(8) 個人情報電子ファイル 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。

(9) 特定個人情報等 東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第2条第10号に規定する特定個人情報等をいう。

改正前

(7) 個人情報電子ファイル 個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限る。第36条において「保有個人情報」という。）に限る。以下この号において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。

(8) 制限行為能力者 民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第3条に規定する未成年者、法第8条に規定する成年被後見人、法第11条の2に規定する被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号。以下「改正法」という。）による改正前の法による準禁治産の宣告を受けた者であって、改正法附則第3条第2項の適用を受けない者を含む。）及び法第15条に規定する被補助人をいう。

本号追加

第16条 目的外利用（手引き：116～132ページ参照）

第16条 前15条の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、第10条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を利用すること（以下「目的外利用」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで目的外利用をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は区民福祉の向上のために特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項の規定により目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第2号及び第3号の規定により目的外利用をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録し一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 実施機関は、電子計算組織に記録されている個人情報及び電子計算組織による処理によって作成された個人情報を第1項の規定により目的外利用（同項本文及び第2号の規定による目的外利用を除く。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第16条の2 外部提供（手引き：116～132ページ参照）

第16条の2 第15条の規定にかかわらず、実施機関は、本人の同意を得て、第10条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えて当該登録に係る個人情報を区の機関以外のものに提供すること（以下「外部提供」という。）ができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ないで外部提供をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて公益又は区民福祉の向上のために特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項の規定により外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項第2号及び第3号の規定により外部提供をしたときは、その事実を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 実施機関は、電子計算組織に記録されている個人情報及び電子計算組織による処理によって作成された個人情報を第1項の規定により外部提供（同項第2号の規定による外部提供を除く。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

<第16条及び第16条の2の改正部分の説明>

改正前の保護条例第16条は、目的外利用及び外部提供（以下参照）できる場合を一つの条文で規定していました。

- **目的外利用**とは、既に収集している個人情報を、収集した本来の利用の目的の範囲を超えて、**区の実施機関の内部で利用すること**をいいます。

例：課税課が「特別区民税・都民税に関する業務」の賦課事務で収集した個人情報を、保育サービス課が保育料算定事務のために「保育所入所に関する業務」で利用する。

- **外部提供**とは、既に収集している個人情報を、収集した本来の利用の目的の範囲を超えて、**国、都道府県、他の区市町村等、区の実施機関以外のものに提供すること**をいいます。

例：戸籍住民課が「住民基本台帳に関する業務」で収集した個人情報を、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書による照会依頼を受理し、警察署に提供する。

しかし、両者には次のような相違点があり、一つの条文で規定するとわかりにくいため、目的外利用と外部提供で条文を分けました。

<目的外利用と外部提供の相違点>

目的外利用と外部提供は、**電子計算組織に記録されている個人情報及び電子計算組織による処理によって作成された個人情報**の取扱いについて、次の相違点がありますので注意してください。

- 目的外利用（第16条第5項参照）
本人の同意があれば、審議会の承認がなくても目的外利用できる。
- 外部提供（第16条の2第5項参照）
本人の同意の有無に関わらず、審議会の承認を必要とする。

なお、特定個人情報等は、**本人の同意又は審議会の承認の有無に関わらず、原則として目的外利用することはできません**。また、マイナンバー法又は番号条例により規定された場合を除いて、区が、他の区市町村等に特定個人情報等を照会又は提供することはできません。

これは、**個人情報と特定個人情報等を取り扱う上で最も大きな相違点**であり、重要な事項です。

個人情報と特定個人情報等の相違点をしっかり理解し、これらに係る事務を適正に行うため、「**マイナンバー制度における特定個人情報等保護制度の概要**」（以下「概要」）の「**3 特定個人情報等を取り扱うにあたっての基本的事項**」及び「**4 目的外利用、外部提供と移転、照会・提供の相違点**」（概要6～10ページ参照）により、必ず詳細を確認してください。

第19条 開示の請求（手引き：139～144ページ参照）

第19条 区民等は、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

- 2 死亡した区民等の遺族で規則で定める者（以下「遺族」という。）は、実施機関に対し、その保有する当該死亡した区民等に関する個人情報（以下「死者の個人情報」という。）の開示を請求することができる。
- 3 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、実施機関に対し、本人に代わって第1項又は前項の開示の請求をすることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報及び死者の個人情報（以下「自己情報等」という。）については、開示しないことができる。
 - (1) 法令等に定めがあるもの
 - (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦及び選考等（以下「評価等」という。）に関するもので、開示することにより、本人の利益を損ない、又は当該評価等に係る実施機関の適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの
 - (3) 取締り、調査、交渉、照会及び争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の適正な業務の遂行を妨げるおそれがあると認められるもの
 - (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
 - (5) 遺族による開示請求であって、開示することにより当該死亡した区民等の利益に反すると認められるもの
 - (6) 国又は他の地方公共団体等から提供された個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に支障を生じるおそれがあると認められるもの
 - (7) 代理人が本人に代わって又は本人のためにした開示の請求に係る個人情報であって、当該個人情報を開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

- 5 実施機関は、請求に係る自己情報等に開示しないことができる自己情報等とそれ以外の自己情報等とが記録されている場合において、これを容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示しないことができる自己情報等に係る部分を除いて開示の請求に応じなければならない。
- 6 実施機関は、第4項の規定により開示しないこととした自己情報等であっても、期間の経過により当該自己情報等の開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の請求があったときは、当該請求に応じなければならない。

＜第19条の改正部分の説明＞

第19条は、区民等に自己情報の開示請求権を、遺族に死者の個人情報の開示請求権を、それぞれ保障し、かつ、実施機関がこれに応じる義務と範囲について規定しています。

改正前の保護条例第19条では制限行為能力者の法定代理人等が、本人に代わって自己情報等の開示請求ができることを間接的に規定していました。

一方、マイナンバー法では任意代理人による開示請求を認めており、これとの整合を図るため、改正後の保護条例第19条第3項では、法定代理人、任意代理人とも開示請求ができることを明記しました。

<第19条の変更点>

○ 第1項関係

改正後

区民等は、実施機関に対し、**自己を本人とする保有個人情報**（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

改正前

区民等は、実施機関に対し、**その保有する自己に関する個人情報**（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

保有個人情報を定義として規定したため、文言整理をしました。

○ 第3項関係

改正後

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）は、実施機関に対し、本人に代わって第1項又は前項の開示の請求をすることができる。

改正前

本項追加

マイナンバー法との整合を図るため、法定代理人、任意代理人とも開示請求できる旨の規定を追加しました。

○ 第4項第7号関係

改正後

代理人が本人に代わって又は本人のためにした開示の請求に係る個人情報であって、当該個人情報を開示することが、**本人の利益に反すると認められるもの**

改正前（第19条第3項第7号）

制限行為能力者の法定代理人等が本人に代わって又は本人のためにした開示の請求に係る個人情報であって、当該個人情報を開示することが、**当該制限行為能力者**の利益に反すると認められるもの

法定代理人、任意代理人とも開示請求ができることとしたことに伴い、規定を整備しました。

第20条 訂正の請求（手引き：146ページ参照）

第20条 区民等若しくは遺族又はこれらの者の代理人は、実施機関に対し、自己情報等の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、当該自己情報等の訂正を請求することができる。

第21条 削除の請求（手引き：147・148ページ参照）

第21条 区民等若しくは遺族又はこれらの者の代理人は、実施機関に対し、自己情報等が第7条、第8条第1項又は第9条の規定に違反して収集されたと認めるときは、当該自己情報等の削除を請求することができる。

2 区民等若しくは遺族又はこれらの者の代理人は、実施機関に対し、自己情報等が第17条の規定に違反して電子計算組織に記録されたと認めるときは、当該自己情報等の削除を請求することができる。

第22条 利用中止の請求（手引き：149ページ参照）

第22条 区民等若しくは遺族又はこれらの者の代理人は、実施機関に対し、自己情報等が第16条第1項若しくは第5項の規定に違反して目的外利用をされたと認めるとき又は第16条の2第1項若しくは第5項の規定に違反して外部提供をされたと認めるときは、当該自己情報等の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用の中止」という。）を請求することができる。

<第20条・第21条・第22条の改正部分の説明>

第20条、第21条、第22条は、それぞれ次の1～3に係る場合において、実施機関に対して行うことができる権利を保障した規定になります。

- 1 実施機関が保有している自己情報等の事実に関する部分に誤りがある場合に、当該自己情報等の訂正を求める権利（第20条）
- 2 保護条例に定める収集又は電子計算組織への記録の規定に反して自己情報等が収集又は記録された場合に、当該自己情報等の削除を求める権利（第21条）
- 3 保護条例に定める目的外利用又は外部提供の規定に反して自己情報等が目的外利用又は外部提供された場合に、当該自己情報等の利用の中止を求める権利（第22条）

訂正・削除・利用の中止の請求についても、開示請求と同様に、マイナンバー法との整合を図り、法定代理人、任意代理人ともに各請求ができることを規定しました。

改正後

第20条、第21条、第22条

区民若しくは遺族又はこれらの者の代理人は、
・・・以下（略）

改正前

第20条、第21条、第22条

区民又は遺族_____は、
・・・以下（略）

第23条 請求の方法（手引き：150～153ページ参照）

第23条 第19条第1項から第3項までの規定による開示の請求、第20条の規定による訂正の請求、第21条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
- (3) 請求の趣旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により自己情報等の開示、訂正、削除及び利用の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報等の本人若しくは遺族又はこれらの者の代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

<第23条の改正部分の説明>

第23条は、区民等若しくは遺族又はこれらの者の代理人が、開示、訂正、削除又は利用の中止の請求権を行使するうえで必要な具体的手続きについて規定していません。

第19条から第22条までの各条の請求を、法定代理人、任意代理人とも行えることとしたことから、本条に基づく請求権を行使するうえで必要な具体的手続きについても代理人が行えることとしました。

<第23条の変更点>

改正後

第19条第1項から第3項までの規定による開示の請求、第20条の規定による訂正の請求、第21条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定により自己情報等の開示、訂正、削除及び利用の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報等の**本人若しくは遺族又はこれらの者の代理人**であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

改正前

第19条第1項及び第2項の規定による開示の請求、第20条の規定による訂正の請求、第21条の規定による削除の請求又は前条の規定による利用の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求しようとする者の氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報等を特定するために必要な事項
 - (3) 請求の趣旨
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定により自己情報等の開示、訂正、削除及び利用の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報等の本人**又は遺族**であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

第28条 審査請求（手引き：164・165ページ参照）

第28条 請求者は、実施機関の行った第24条第1項の処分又は自己情報等の開示等の請求に係る不作為について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

2 区長は、前項の規定による審査請求があったときは、速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して当該審査請求に対して裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、審査会に諮問しないことができる。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するとき。
- (2) 審査請求に係る処分を取り消すとき。

3 第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

<第28条の改正部分の説明>

第28条は、自己情報等の開示、訂正、削除及び利用の中止の各請求に対する決定について、行政不服審査法に基づく不服の申立てがあったときの手続きを規定しています。

行政不服審査法の全部改正に伴い、第28条において規定している救済手続の変更及び文言整理等を行いました。

<第28条の変更点>

○ 第1項関係

改正後

請求者は、_____実施機関の行った第24条第1項の処分**又は自己情報等の開示等の請求に係る不作為**について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

改正前

請求者は、**区長以外**の実施機関の行った第24条第1項の処分_____について不服があるときは、区長に対して審査請求をすることができる。

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化された**ことから、区長部局及びそれ以外の実施機関の行政処分に対する不服の申立ては、すべて**区長に対して審査請求を行う**ことと規定しました。

また、自己情報等開示等請求に対し、実施機関が不作為（自己情報等開示等請求に応じないこと）である場合も、審査請求できることを明記しました。

○ 第2項関係

改正後

区長は、_____前項の規定による審査請求があったときは、速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して当該**審査請求**に対して_____裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、審査会に諮問しないことができる。

- (1) **審査請求**が明らかに不合法であることを理由として却下するとき。
- (2) **審査請求**に係る処分を取り消すとき。

改正前

区長は、**異議申立て又は**前項の規定による審査請求があったときは、速やかに東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成8年板橋区条例第27号）に基づく東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して当該**不服申立て**に対して**決定又は**裁決をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、審査会に諮問しないことができる。

- (1) **不服申立て**が明らかに不合法であることを理由として却下するとき。
- (2) **不服申立て**に係る処分を取り消すとき。

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化された**ことから、文言整理をしました。

○ 第3項関係

改正後

第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

改正前

本項追加

公開条例第14条第3項と同様に（14ページ参照）、審理員による審理手続の適用除外について規定しました。

第31条 他の法令等との調整等（手引き：169・170ページ参照）

第31条 この条例は、他の法令等の規定により、自己情報等の開示等の請求その他これらに類する請求に係る手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として、図書館等で管理している個人情報記録されている図書及び図画等については適用しない。

3 実施機関における個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）及び特定個人情報等の取扱いに係る事項については、別に条例で定める。

<第31条の改正部分の説明>

第31条は、他の法令等の規定により自己情報等の開示等の請求の手続きが定められている場合及び図書館等の施設で利用されている図書等に記録されている個人情報については、保護条例を適用しないことを規定しています。

区では、マイナンバー及び特定個人情報等の取扱いは、番号条例により規定することとしているため第3項を追加し、マイナンバー及び特定個人情報等の取扱いについては保護条例の規定を適用しないこととしました。

Ⅲ 審議会条例の改正について

第1条 設置（手引き：179～181ページ参照）

第1条 東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）による情報公開制度並びに東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）並びに東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号。以下「番号条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

<第1条の改正部分の説明>

第1条は、審議会の設置根拠を定めています。番号条例の制定に伴い、審議会を設置する根拠条例として、番号条例を追加しました。

<第1条の変更点>

改正後

東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）による情報公開制度**並びに**東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）**並びに東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号。以下「番号条例」という。）**による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

改正前

東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）による情報公開制度**及び**東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）**による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の附属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。**

第2条 所掌事項（手引き：179～181ページ参照）

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

(1) 個人情報保護条例の規定により、実施機関（個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

(1)の2 番号条例の規定により、実施機関（番号条例第2条第14号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 情報公開制度の運営に関する重要事項

(3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(4) 電子計算組織（個人情報保護条例第2条第6号及び番号条例第2条第15号に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。）の管理運営に関する重要事項

2 審議会は、情報公開制度、個人情報保護制度及び電子計算組織の管理運営に関する重要事項について、区長に意見を述べることができる。

<第2条の改正部分の説明>

第2条は、審議会の組織及び運営に必要な事項を定めています。番号条例の制定に伴い、番号条例にかかる所掌事項を追加しました。

<第2条第1項の変更点>

○ 第2条第1項関係

改正後

審議会は、次の各号に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 個人情報保護条例の規定により、実施機関（個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

(1)の2 番号条例の規定により、実施機関（番号条例第2条第14号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

- (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項
- (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (4) 電子計算組織（個人情報保護条例**第2条第6号及び番号条例第2条第15号**に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。）の管理運営に関する重要事項

改正後

審議会は、次の各号に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

- (1) 個人情報保護条例の規定により、実施機関（個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。）が審議会の意見を聴くこととされた事項

本号追加

- (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項
- (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (4) 電子計算組織（個人情報保護条例**第2条第5号**に規定する電子計算組織をいう。以下同じ。）の管理運営に関する重要事項

審議会が答申する根拠条例に番号条例を追加しました。

IV 審査会条例の改正について

1 番号条例の制定に伴う改正

第1条 設置（手引き：182・183ページ参照）

第1条 東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第14条並びに東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）第28条並びに東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第28条の規定による諮問に応じて審査を行うため、区長の付属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

<第1条の改正部分の説明>

区は、情報公開又は自己情報等開示等を拒否された請求者を救済するための公正な制度を確立するため、行政不服審査法に基づく不服の申立てがあった時に、区長からの諮問に応じて審査する第三者的な救済機関として、審査会を設置しています。

番号条例の制定に伴い、審査会を設置する根拠条例として番号条例を追加しました。

<第1条の変更点>

改正後

東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第14条並びに東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）第28条**並びに東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）第28条**の規定による諮問に応じて審査を行うため、区長の付属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

改正前

東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）第14条並びに東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）第28条**及び第29条の25**

の規定による諮問に応じて審査を行うため、区長の付属機関として、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 旧審査法の全部改正に伴う改正

第7条 意見聴取等（手引き：182・183ページ参照）

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

<第7条の改正部分の説明>

旧審査法の全部改正に伴い、情報公開又は自己情報等の開示等の請求に係る決定に対する不服の申立てに関し、整合を図る必要がある部分について、審査会条例を改正しました。

<第7条の変更点>

改正後

審査会は、審査のため必要があると認めるときは、**審査請求人**、関係機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

改正前

審査会は、審査のため必要があると認めるときは、**不服申立人**、関係機関の職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

新審査法では、**不服の申立ては「審査請求」に一元化された**ことに伴い、審査会条例の文言を整理しました。